

○財務省令第四十七号

関稅定率法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十二号）及び関稅定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係政令の整備等に関する政令（令和三年政令第三百三十一号）の一部の施行等に伴い、関稅法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月二十八日

財務大臣 麻生 太郎

関稅法施行規則の一部を改正する省令

関稅法施行規則（昭和四十一年大藏省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>改 正 後</p>	<p>(郵便物等の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなす書類)</p> <p>第一条の二 法第六条の三 (郵送等に係る申告書等の提出時期) に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書面並びに当該書面に添付すべき書類及び当該書面の提出に関連して提出するものとされている書類とする。</p> <p>「号を削る。」</p>
<p>改 正 前</p>	<p>(郵便物等の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなす書類)</p> <p>第一条の二 法第六条の三 (郵送等に係る申告書等の提出時期) に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書面並びに当該書面に添付すべき書類及び当該書面の提出に関連して提出するものとされている書類とする。</p> <p>一 法第七条の九第二項 (帳簿の備付け等) 及び第六十七条の八第二項 (帳簿の備付け等) において準用する電子計算機を使用し て作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律 (平成十年法律第二十五号。以下この号及び次号において「電子帳簿保存法」という。) 第六条第一項若しくは第二項 (電磁的記録による保存等の承</p>

「号を削る。」

一〇五
「略」

(法令遵守規則の記載事項)

二〇 認の申請等)又は第七条第一項(電磁的記録による保存等の承認に係る変更)(これらの規定を電子帳簿保存法第九条(電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定により提出する申請書又は届出書

二〇 法第九十四条第三項(帳簿の備付け等)において準用する電子帳簿保存法第六条第一項、第二項若しくは第六項又は第七条第一項(これらの規定を電子帳簿保存法第九条において準用する場合を含む。)の規定により提出する申請書又は届出書

三〇七
「同上」

(法令遵守規則の記載事項)

第一条の三 法第七条の五第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

「一〇六 略」

七 特例輸入関税関係帳簿（法第七条の九第一項（特例輸入者に係る帳簿の備付け等）に規定する特例輸入関税関係帳簿をいう。以下同じ。）及び特例輸入関税関係書類（同項に規定する特例輸入関税関係書類をいう。以下同じ。）の作成、保管及び管理に関する事項

「八〇十一 略」

（保存義務者についての規定の準用）

第一条の四 第十条から第十条の三まで（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等・関

第一条の三 法第七条の五第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

「一〇六 同上」

七 帳簿書類（法第七条の九第一項（帳簿の備付け等）に規定する帳簿書類をいう。）の作成、保管及び管理に関する事項

「八〇十一 同上」

（関税関係帳簿書類の保存方法等）

第一条の四 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する

税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)の規定は、特例輸入者が備付け及び保存をする特例輸入税関係帳簿並びに特例輸入者が保存をする特例輸入税関係書類並びに特例輸入者が行う法第十四条の五(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)に規定する電子取引について準用する。この場合において、第十条第一項第一号中「に係る電子計算機処理に当該」とあるのは「に係る電子計算機処理(電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下同じ。)」に当該」と、同号イ中「電子計算機処理システム」とあるのは「電子計算機処理システム

法律施行規則(平成十年大蔵省令第四十三号。以下「電子帳簿保存法施行規則」という。)
第三条(第一項第二号及び第八項を除く。)
(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)、第四条(国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)、第五条第一項及び第二項(電磁的記録による保存等の承認の申請等)並びに第六条から第八条まで(電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)の規定は、法第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例輸入者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下

（電子計算機処理に関するシステムをいう。以下同じ。）」と、同条第四項第二号ロ(1)中「令第八十三条第六項」とあるのは「関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号。以下「令」という。）第四条の十二第四項」と、同項第四号中「電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）による保存をもつて」と、同条第七項第一号中「及び法人番号」とあるのは「及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。以下この号に

欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
読み替える電子帳簿保存法施行規則の規定	読み替えられる字句
第三条の見出し、第四条の見出し並びに同条第三項第二号及び第四項、第五条並びに第六条第一項第二号及び第三号並びに第二項	国税関係帳簿書類
第三条第一項、第五項第五号、第四条第三項及	関税関係帳簿書類
法第四条第一項	関税法第七條の九第二項において準用す

において同じ。）」と、同条第九項、第十条の二第四項及び第十条の三第一項中「第八十三条第六項」とあるのは「第四条の十二第四項」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、第十条第一項及び第十條の二第一項の規定による第二条第四項各号（関税関係帳簿の電磁的記録による保存等）に定める要件の適用については、同項第二号ホ中「第八十三条第六項」とあるのは、「第四条の十二第四項」とする。

<p>び第六条第一項</p>		<p>る法第四条第一項</p>
<p>第三条第一項</p>	<p>次に掲げる要件に</p>	<p>第一号及び第三号から第五号までに掲げる要件に</p>
	<p>受けている国 税関係帳簿</p>	<p>受けている関税関係帳簿（関税法第七条の九第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿をいう。</p>

	第三条第一項第一号、第三号及び第四号、第五項第五号、第四条第一項第一号及び第六条第一項第四号	第三条第一項第三号、第四条第三項第一号並びに第五条第一項各号列記以外の部分及び第三号並びに第二項	第三条第一項第
国税関係帳簿	法第六条第一項	当該国税関係	当該国税関係
以下同じ。	関税法第七条の九第二項において準用する法第六条第一項	当該関税関係	当該関税関係

<p style="writing-mode: vertical-rl;">第三条第二項</p>											五号				
<p style="writing-mode: vertical-rl;">第一号、第二</p>		目	に係る記録項	日付又は金額	「という。」	て「記録項目	この号におい	録項目（以下	じた主要な記	簿の種類に応	の国税関係帳	引金額その他	勘定科目、取	取引年月日、	帳簿
<p style="writing-mode: vertical-rl;">第一号</p>	年月日	輸入の許可の	び価格並びに	貨物の数量及											帳簿

号	法第四条第二	項	国税関係書類	(法第二条第	二号に規定す	る国税関係書	類をいう。以	下同じ。)	
	関税法第七条	の九第二項に おいて準用す る法第四条第 二項	関税関係書類	(関税法第七	条の九第一項	の規定により	保存をしなけ	ればならない	こととされて いる書類をい う。以下同じ 。)

第三条第三項、											
法第四条第三	「日付」	日付又は金額	その他の日付	記録項目	応じた主要な	帳簿の種類に	他の国税関係	取引金額その	、勘定科目、		
関税法第七条	「取引年月日 その他の日付」	年月日	輸入の許可の び価格並びに	貨物の数量及 び価格並びに	取引年月日そ 他の日付	可の年月日	びに輸入の許	名又は名称並	、仕出人の氏	数量及び価格	貨物の品名、

<p>第四項、第五項各号列記以外の部分及び第七号、第六項並びに第七項</p>		<p>の九第二項において準用する法第四条第三項</p>
<p>第三条第三項、第五項、第六項及び第七項、第四条第二項並びに第六条第一項第四号</p>	<p>国税関係書類</p>	<p>国税関係書類</p>
<p>第三条第五項第二号ロ(1)、第四条第一項第五号及び第三項第一号並びに第八条</p>	<p>法律 国税に関する</p>	<p>関税法施行令 第四条の第十二項</p>

第一項	第三條第五項第四号	事項（当該保 存義務者が中 小企業基本法 （昭和三十八 年法律第五百 十四号）第二 条第五項（中 小企業者の範 囲及び用語の 定義）に規定 する小規模企 業者である場 合であつて、 ロに規定する 定期的な検査	事項
-----	-----------	--	----

項 第三 条第 五項 第六 号二 及び 第六	
国税 庁長 官	を 国 税 通 則 法 第 七 十 四 条 の 九 第 三 項 第 二 号 (納 税 義 務 者 に 対 す る 調 査 の 事 前 通 知 等) に 規 定 す る 税 務 代 理 人 が 行 う こ と と し て い る と き は、 イ に 掲 げ る 事 項 を 除 く)
財務 大臣	

<p>第三 条 第 五 項 第 七 号</p>	<p>同 号 イ 中 「 勘 定 科 目 」 と</p>	<p>同 号 中 「 輸 入 の 許 可 の 年 月 日 」 と あ る の 日 」</p>
<p>第 三 条 第 七 項</p>	<p>法 第 六 条 第 二 項</p>	<p>関 税 法 第 七 条 の 九 第 二 項 に お い て 準 用 す る 法 第 六 条 第 二 項</p>
<p>所 轄 税 務 署 長 等 （ 法 第 四 条 第 一 項 に 規 定 す る 所 轄 税 務 署 長 等 を い う</p>	<p>関 税 法 第 七 条 の 二 第 一 項 の 承 認 を し た 税 関 長 （ 第 六 条 に お い て 「 承</p>	

	<p>第四条第一項</p>	<p>第四条第一項第二号</p>
<p>。次項、第五 条第三項及び 第六条におい て同じ。）</p>	<p>法第五条第一 項</p>	<p>税関係帳簿 受けている国 税関係帳簿 の種別、取引 年月日その他 の日付及び勘 定科目（勘定</p>
<p>認税関長」と いう。）</p>	<p>関税法第七条 の九第二項に おいて準用す る法第五条第 一項</p>	<p>輸入の許可の 年月日</p>

	科目が主要な 記録項目でな い国税関係帳 簿にあつては 、勘定科目を 除く。	
第四条第一項第 五号	国税関係帳簿 の	関税関係帳簿 の 三年を経過す る日までの間
当該国税関係 帳簿に係る国 税の国税通則 法第二条第七 号（定義）に 規定する法定 申告期限（当 該法定申告期		

限のない国税
に係る国税関
係帳簿につい
ては、当該国
税の同条第八
号に規定する
法定納期限）
後三年を経過
する日までの
間（当該保存
義務者が当該
国税関係帳簿
に係る国税の
納税者（同条
第五号に規定
する納税者を

		第四條第二項									
の 種 類 、 取 引	国 税 関 係 帳 簿		項 法 第 五 条 第 二 項	） 相 当 す る 期 間	） る 当 該 期 間 に	） た 場 合 に お け	） 者 で あ る と し	） 者 が 当 該 納 税	） 当 該 保 存 義 務	） い 場 合 に は 、	） い う 。　） で な
年 月 日	輸 入 の 許 可 の	二 項	の 九 第 二 項 に お い て 準 用 す る 法 第 五 条 第 二 項	関 税 法 第 七 条							

<p>一 号</p> <p>第 四 条 第 三 項 第 三 項</p>	<p>第 四 条 第 三 項 及 第 四 項</p>	
<p>書 類 の 全 部</p> <p>国 税 関 係 帳 簿</p>	<p>第 五 条 第 三 項</p>	<p>年 月 日 そ の 他 の 日 付 及 び 勘 定 科 目 （ 勘 定 科 目 が 主 要 な 記 録 項 目 で な い 国 税 関 係 帳 簿 に あ つ て は 、 勘 定 科 目 を 除 く。 ）</p>
<p>書 類 （ 関 税 関 係 帳 簿</p>	<p>関 税 関 係 帳 簿 の 九 第 二 項 に お い て 準 用 す る 法 第 五 条 第 三 項</p>	<p>関 税 法 第 七 条</p>

四号	第五条第一項第	二号及び第六条	第五条第一項第	一号及び第七条	第四条第三項第							
項ただし書	法第六条第一	納税地等	保存場所及び	法第九条	書類に	国税関係帳簿	書類の保存	国税関係帳簿				
の九第二項に	関税法第七条		保存場所	る法第九条 において準用す の九第二項に 関税法第七条	書類に	関税関係帳簿	書類の保存	関税関係帳簿	じ。の全部	いう。以下同	税関係書類を	係帳簿又は関

第六條	第六條第一項	第五條第一項第五号	第五條第一項第一項	第五條第一項第五号及び第六條第一項	第五條第一項第五号及び第六條第一項	
所轄稅務署長	承認濟國稅關係帳簿書類	項	法第八條第二項	項	法第七條第一項	
承認稅關長	承認濟國稅關係帳簿書類	二項	關稅法第七條の九第二項において準用する法第八條第二項	一項	關稅法第七條の九第二項において準用する法第七條第一項	において準用する法第六條第一項ただし書

第八條第一項	第七條	第六條第二項	第六條第一項第三号及び第二項第三号	第六條第一項第三号及び第二項第三号	等
法第十條	法第六條	法第七條第二項	法第七條第二項	法第四條各項のいずれか	等
關稅法第七條	關稅法第七條の九第二項において準用する法第六條	關稅法第七條第二項	關稅法第七條の九第二項において準用する法第七條第二項	關稅法第七條の九第二項において準用する法第四條各項のいずれか	關稅法第七條

(納付受託者の指定の基準)

第一条の九 令第七条の三第二号（納付受託者の指定要件）に規定する財務省令で定める基準は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項（指定納付受託者）に規定する指定納付受託者として道府県税又は都税の納付に関する事務処理

(納付受託者の指定の基準)

第一条の九 令第七条の三第二号（納付受託者の指定要件）に規定する財務省令で定める基準は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項（証紙による収入の方法等）に規定する指定代理納付者として道府県税又は都税の納付に関する事務

	<p>第八条第二項及び第三項</p>	<p>の九第二項において準用する法第十条</p>
	<p>法第十条ただし書</p>	<p>関税法第七条の九第二項において準用する法第十条ただし書</p>

の実績を有する者その他これらの者に準じて
関税の納付に関する事務を適正かつ確実に遂
行することができるものと認められる者であるこ
ととする。

（担保の提供の手続）

第一条の十七 「略」

（関税関係帳簿の電磁的記録による保存等）

第二条 法第十二条の二第三項（過少申告加算
税）に規定する関税関係帳簿は、同項に規定
する保存義務者が、あらかじめ、当該関税関
係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力
マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁
的記録を出力することにより作成するマイク
ロフィルムをいう。以下同じ。）に記録され

処理の実績を有する者その他これらの者に準
じて関税の納付に関する事務を適正かつ確実
に遂行することができるものと認められる者であ
ることとする。

（担保の提供の手続）

第二条 「同上」

「条を加える。」

た事項に関し法第七条の十四第一項（修正申告）に規定する修正申告又は法第七条の十六第四項（更正及び決定）に規定する更正（次項において「修正申告又は更正」という。）があつた場合には法第十二条の二第三項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を当該関税関係帳簿に係る貨物の輸入申告に係る税関長（次項及び第三項において「申告先税関長」という。）に提出している場合における当該関税関係帳簿とする。

一 届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二

条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）

二 届出に係る関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該関税関係帳簿の備付け及び保存に代える日

三 その他参考となるべき事項

2 前項の保存義務者は、関税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに記録された事項に関し修正申告又は更正があつた場合において法第十二条の二第三

項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を申告先税関長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、その提出があつた日以後は、前項の届出書は、その効力を失う。

- 一 届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）
- 二 前項の届出書を提出した年月日
- 三 その他参考となるべき事項

3 | 第一項の保存義務者は、同項の届出書に記

載した事項の変更をしようとする場合には、
あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記
載した届出書を申告先税関長に提出しなけれ
ばならない。

一 届出者の氏名又は名称、住所若しくは居
所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
及び法人番号（法人番号を有しない者にあ
つては、氏名又は名称及び住所若しくは居
所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
）

二 第一項の届出書を提出した年月日

三 変更をしようとする事項及び当該変更の
内容

四 その他参考となるべき事項

4 法第十二条の二第三項に規定する財務省令
で定める要件は、次の各号に掲げる関税関係

帳簿の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一 法第十二条の二第三項第一号に規定する関税関係帳簿（令第八十三条第五項（帳簿の記載事項等）の規定により当該関税関係帳簿に記載すべき事項の全部が関税関係書類（法第九十四条第一項（帳簿の備付け等）に規定する関税関係書類をいう。以下同じ。）又は輸入の許可書に記載されている場合において当該全部の事項について当該関税関係帳簿への記載を省略しているものを除く。以下この条において同じ。）次に掲げる要件（当該関税関係帳簿に係る保存義務者が法第百五条（税関職員の権限）の規定による当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じること

ができるようにしている場合には、ハ(2)及び(3)に係る部分に限る。)に掲げる要件を除く。)

イ 当該関税関係帳簿に係る電子計算機処理(電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下同じ。)に、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システム(電子計算機処理に関するシステムをいう。以下同じ。)を使用すること。

(1) 当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

(2) 当該関税関係帳簿に係る記録事項の

入力とその業務の処理に係る通常の期間を経過した後に行つた場合には、その事実を確認することができること。

ロ 当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項と当該関税関係帳簿に関連する関税関係書類の記載事項（当該関税関係書類が、法第九十四条の二第二項若しくは第三項（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）の規定により当該関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えられているもの又は法第九十四条の三第二項若しくは第三項（関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）の規定により当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存

をもつて当該関税関係書類の保存に代えられていたものである場合には、当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロファイルの記録事項との関係が輸入の許可書の番号その他の記録事項により明らかであるように整理しておくこと。

ハ 当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。

(1) 貨物の品名及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日（(2)及び(3)において「記録項目」という。）を検索の条件として設定することができること。

(2) 貨物の価格及び輸入の許可の年月日

に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。

(3) 二以上の任意の記録項目を組み合わせさせて条件を設定することができること。

二 法第十二条の二第三項第二号に規定する
関税関係帳簿 次に掲げる要件

イ 前号に定める要件

ロ 第十条の二第一項第一号ロ(1)（関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）の電磁的記録に、前号イ(1)及び(2)に規定する事実及び内容に係るものが含まれていること。

ハ 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、輸入の許可の年月日を

特定することにより当該年月日に対応する電子計算機出力マイクロファイルを探し出すことができる索引簿の備付けを行うこと。

ニ 当該電子計算機出力マイクロファイルごとの記録事項の索引を当該索引に係る電子計算機出力マイクロファイルに出力しておくこと。

ホ 当該関税関係帳簿の保存期間（令第八十三条第六項の規定により関税関係帳簿を保存しなければならないこととされている期間をいう。）の初日から同日後三年を経過する日までの間、当該電子計算機出力マイクロファイルの保存に併せて第十条第一項第二号（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）及び前号ハ

に掲げる要件（当該関税関係帳簿に係る保存義務者が法第百五条の規定による当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同号ハ（2）及び（3）に係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従つて当該電子計算機出力マイクロフィルムに係る電磁的記録の保存をし、又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能（当該保存義務者が法第百五条の規定による当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同号ハ（1）に掲げる要件を満たす機能）に相当するもの

に限る。)を確保しておくこと。

5| 前各項の規定は、法第十二条の二第三項に規定する特例輸入関税関係帳簿について準用する。この場合において、前項第一号中「第八十三条第五項」とあるのは「第四条の十二第三項」と、「関税関係書類」とあるのは「特例輸入関税関係書類」と、「第九十四条第一項（帳簿の備付け等）」とあるのは「第七条の九第一項（特例輸入者に係る帳簿の備付け等）」と、同項第二号ホ中「第八十三条第六項」とあるのは「第四条の十二第四項」と読み替えるものとする。

（保存義務者についての規定の準用）

第八条 第十条から第十条の三まで（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等・関税関

（特例輸入者についての規定の準用）

第八条 第一条の四の規定は、法第六十七条の三第一項第一号（輸出申告の特例）に規定す

係帳簿書類の電子計算機出力マイクロファイルによる保存等・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）の規定は、特定輸出者が備付け及び保存をする特定輸出関税関係帳簿（法第六十七条の八第一項（特定輸出者に係る帳簿の備付け等）に規定する特定輸出関税関係帳簿をいう。以下同じ。）並びに特定輸出者が保存をする特定輸出関税関係書類（同項に規定する特定輸出関税関係書類をいう。以下同じ。）並びに特定輸出者が行う法第九十四条の五（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に規定する電子取引について準用する。この場合において、第十条第四項第二号ロ(1)及び第九項、第十条の二第四項並びに第十条の三第一項中「第八十三条第六項」とあるのは「第五十九条の十二第四項」と

る特定輸出者について準用する。この場合において、第一条の四の表中「関税法第七条の九第二項」とあるのは「関税法第六十七条の八第二項」と、「関税法第七条の九第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされないこととされている帳簿」とあるのは「関税法第六十七条の八第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている同項に規定する帳簿」と、「仕出人」とあるのは「仕向人」と、「輸入の許可の年月日」とあるのは「輸出の許可の年月日」と、「関税法第七条の九第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類」とあるのは「関税法第六十七条の八第一項の規定により保存をしなければならないこととされている同項に規定する書類」と、「

、第十条第四項第四号中「輸入」とあるのは「輸出」と、同条第七項中「輸入申告」とあるのは「特定輸出申告（法第六十七条の三第三項（輸出申告の特例）に規定する特定輸出申告をいう。）」と読み替えるものとする。

2|

前項の場合において、第十条第一項及び第十條の二第一項の規定による第二条第四項各号（関税関係帳簿の電磁的記録による保存等）に定める要件の適用については、同項第一号口及びハ並びに第二号ハ中「輸入」とあるのは「輸出」と、同項第一号ハ(1)中「仕出人」とあるのは「仕向人」と、同項第二号ホ中「第八十三条第六項」とあるのは「第五十九条の十二第四項」とする。

関税法施行令第四条の十二第四項」とあるのは「関税法施行令第五十九条の十二第四項」と、関税法第七条の二第一項の承認をした税関長」とあるのは「関税法第六十七条の三第一項第一号の承認をした税関長」と読み替えるものとする。

(法令遵守規則の記載事項)

第八条の三 法第六十七条の六第三号(承認の要件)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

「一〇六 略」

七 特定輸出関税関係帳簿及び特定輸出関税関係書類の作成、保管及び管理に関する事項

「八〇十一 略」

(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

第十条 法第九十四条の二第一項(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)の規定により関税関係帳簿(法第九十四条第一項(帳簿の備付け等)に規定する関税関係帳簿をい

(法令遵守規則の記載事項)

第八条の三 法第六十七条の六第三号(承認の要件)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

「一〇六 同上」

七 帳簿書類(法第六十七条の八第一項に規定する帳簿書類をいう。)の作成、保管及び管理に関する事項

「八〇十一 同上」

(関税関係帳簿書類の保存方法等)

第十条 電子帳簿保存法施行規則第三条(第一項第二号を除く。)(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)及び第四条から第八条まで(関税関係帳簿書類の電子計算機出力

う。以下同じ。）に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該関税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする保存義務者（同項の業として輸入する者に限る。以下この条において同じ。）は、次に掲げる要件（当該保存義務者が第二条第四項第一号（関税関係帳簿の電磁的記録による保存等）に定める要件に従つて当該電磁的記録の備付け及び保存を行っている場合には、第三号に掲げる要件を除く。）に従つて当該電磁的記録の備付け及び保存をしなければならない。

一 当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、次に掲げる書類（当該関税関係帳簿に係る電子計算機処理に当該保存義務者が開発したプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果

マイクロフィルムによる保存等・電磁的記録による保存等の承認の申請等・電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）の規定は、法第九十四条第一項に規定する申告納税方式が適用される貨物を業として輸入する者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える電子帳簿保存法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三条の見出し	国	関
第四条の見出し	税	税
	関係帳簿	関係帳簿
	書類	書類

を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。以下この項及び第四項第五号において同じ。）以外のプログラムを使用する場合にはイ及びロに掲げる書類を除くものとし、当該関税関係帳簿に係る電子計算機処理を他の者（当該電子計算機処理に当該保存義務者が開発したプログラムを使用する者を除く。）に委託している場合にはハに掲げる書類を除くものとする。）の備付けを行うこと。

イ 当該関税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの概要を記載した書類

ロ 当該関税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの開発に際して作成した書類

ハ 当該関税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの操作説明書

し並びに同条第三項第二号及び第四項、第五条第一項及び第二項並びに第六条第一項第二号及び第三号並びに第二項	法第四条第一	関税法第九十四条第三項において準用する法第四条第一項
第三条第一項、第五項第五号及び第七項、第四條第三項並びに第六條第一項	項	四
第三条第一項	次に掲げる要件に	第一号及び第三号から第五号までに掲げ

二 当該関税関係帳簿に係る電子計算機処理並びに当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書並びに当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類）

二 当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができ、電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができ

<p>第三条第一項第一号、第三号、第四号、第五号、第五号、第四条</p>		<p>受けている国 税関係帳簿</p>	<p>受けている関 税関係帳簿（ 関税法第九十 四条第一項の 規定により備 付け及び保存 をしなければ ならないこと とされている 帳簿をいう。 以下同じ。）</p>
<p>国税関係帳簿</p>	<p>関税関係帳簿</p>		

るようしておくこと。

三 法第百五条（税関職員の権限）の規定による当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしておくこと。

2| 前項の規定は、法第九十四条の二第二項の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えようとする保存義務者の当該電磁的記録の保存について準用する。この場合において、前項中「第二条第四項第一号（関税関係帳簿の電磁的記録による保存等）」に定める要件に従つて当該電磁的記録の備付け及び」とあるのは、「当該電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（取引年月日その他の日付を検索の条件として設定すること及びその

<p>第一項第一号及び第六条第一項第四号</p>	<p>法第六条第一項</p>	<p>関税法第九十四</p>
<p>第三号、第四号第三項第一号並びに第五条第一項各号列記以外の部分及び第三号並びに第二項</p>	<p>法第六条第一項</p>	<p>四号第三項において準用する法第六条第一項</p>
<p>第三号</p>	<p>当該国税関係帳簿</p>	<p>当該国税関係帳簿</p>
<p>取引年月日、勘定科目、取引金額その他の</p>	<p>貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並</p>	<p>の国税関係帳</p>

範囲を指定して条件を設定することができるものに限る。)を確保して当該電磁的記録の「と読み替えるものとする。」

3 法第九十四条の二第三項に規定する財務省令で定める装置は、スキャナとする。

4 法第九十四条の二第三項の規定により関税関係書類(同項に規定する関税関係書類に限る。以下この条において同じ。)に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えようとする保存義務者は、次に掲げる要件(当該保存義務者が法第一百五十五条の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようになっている場合には、第六号(口及びハに係る部分に限る。)に掲げる要件を除く。)に従つて当該電磁的記録の保存をしなければならない。

第三条第二項									
簿の種類に応じた主要な記録項目(以下この号において「記録項目」という。)	日付又は金額に係る記録項目	第一号、第二号	法第四条第二項	関税法第九十条第三項において準用する法第四条第	びに輸入の許可の年月日	第一号	第一号	貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日	可の年月日

- 一 次に掲げる方法のいずれかにより入力すること。
- イ 当該関税関係書類に係る記録事項の入力をその作成又は受領後、速やかに行うこと。
- ロ 当該関税関係書類に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行うこと（当該関税関係書類の作成又は受領から当該入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る。）。
- 二 前号の入力に当たっては、次に掲げる要件（当該保存義務者が同号イ又はロに掲げる方法により当該関税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができるとき）にあっては、ロに掲げる要件を除く。

二項	国税関係書類 （法第二条第 二号に規定す る国税関係書 類をいう。以 下同じ。）	関税関係書類 （関税法第九 十四条第一項 の規定により 保存をしない こととされて いる書類をい う。以下同じ ）	、勘定科目、 取引金額その 他の国税関係 帳簿の種類に 応じた主要な	貨物の品名、 数量及び価格 、仕出人の氏 名又は名称並 びに輸入の許
----	---	---	--	--

。を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

イ スキャナ（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を使用する電子計算機処理システムであること。

(1) 解像度が、日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十條第一項（日本産業規格）に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。）Z六〇一六附属書AのA・一・二に規定する一般文書のスキャニング時の解像度である二十五・四ミリメートル当たり二百ドット以上で読み取るものであること。

(2) 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ二百五十六階調以上で読み取るもの

第七項	<p>第三條第三項、第四項、第五項各号列記以外の部分及び第七号、第六項並びに第七項</p>	記録項目	可の年月日
その他の日付	取引年月日その他の日付	日付又は金額	貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日
「日付」	「取引年月日」その他の日付	法第四條第三項	関税法第九十條第三項に於いて準用する法第四條第三項

であること。

ロ 当該関税関係書類の作成又は受領後、速やかに一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ（次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この号並びに第十条の三第一項第一号及び第二号において「タイムスタンプ」という。）を付すこと（当該関税関係書類の作成又は受領から当該タイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあつては、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに当該記録事項に当該タイムスタンプを付すこと。）。

(1) 当該記録事項が変更されていないこ

<p>第三条第三項、第五項、第六項及び第七項、第四条第二項並びに第六条第一項第四号</p>	<p>国税関係書類</p>	<p>関税関係書類</p>
<p>第三条第五項第二号ロ(1)、第四条第一項第五号及び第三項第一号並びに第八条第一項</p>	<p>国税に関する法律</p>	<p>関税法施行令第八十三条第六項</p>
<p>第三条第五項第四号</p>	<p>事項（当該保存義務者が中小企業基本法（昭和三十</p>	<p>事項</p>

とについて、当該関税関係書類の保存期間（令第八十三条第六項（帳簿の記載事項等）の規定により関税関係書類を保存しなければならないこととされている期間をいう。）を通じ、当該業務を行う者に対して確認する方法その他の方法により確認することができること。

(2) 一月以上の任意の期間を指定し、当該期間内に付したタイムスタンプについて、一括して検証することができること。

ハ 当該関税関係書類をスキャナで読み取った際の次に掲げる情報（当該関税関係書類の作成又は受領をする者が当該関税関係書類をスキャナで読み取る場合にお

年法律第百五十四号）第二
条第五項（中
小企業者の範
囲及び用語の
定義）に規定
する小規模企
業者である場
合であつて、
ロに規定する
定期的な検査
を国税通則法
第七十四条の
九第三項第二
号（納税義務
者に対する調

- いて、当該関税関係書類の大きさが日本産業規格 A 列四番以下であるときは、(1)に掲げる情報に限る。)を保存すること。
- (1) 解像度及び階調に関する情報
- (2) 当該関税関係書類の大きさに関する情報
- 二 当該関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について、次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムであること。
- (1) 当該関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。
- (2) 当該関税関係書類に係る電磁的記録

<p>査の事前通知等)に規定する税務代理人が行うこととして、イに掲げる事項を除く。</p>	<p>第三条第五項第六号二及び第六項</p>	<p>第三条第五項第七号</p>
<p>国税庁長官</p>	<p>同号イ中「、勘定科目」とあるのは、「その他の日付</p>	<p>「</p>
<p>財務大臣</p>	<p>同号中「輸入の許可の年月日」とあるのは「取引年月日その他の日</p>	<p>日</p>

の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。

三 当該関税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるように行うこと。

四 当該関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と関税関係帳簿の記載事項（当該関税関係帳簿が、法第九十四条の二第一項の規定により当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該関税関係帳簿の備付け及び保存に代えられているもの又は法第九十四条の三第一項若しくは第三項（関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）の規定により当該電磁的記録の備付け及び当該電

第三条第七項	法第六條第二項	付
第三条第七項、 第八項、第五條 第三項及び第六 條	所轄税務署長 等	所轄税関長
第三条第八項	便宜とする税 務署長	便宜とする税 関長
第三条第八項及 び第五條第三項	所轄外税務署 長	所轄外税関長
第四條第一項	法第五條第一 項	関税法第九十 四條第三項に

磁的記録の電子計算機出力マイクロファイルによる保存をもつて当該関税関係帳簿の備付け及び保存に代えられているものである場合には、当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロファイルの記録事項）との関係が輸入の許可書の番号その他の記録事項により明らかであるように整理しておくこと。

五 当該関税関係書類に係る電磁的記録の保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、映像面の最大径が三十五センチメートル以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をカラーディスプレイの画面及び書面に、次のよう

	<p>受けている国 税関係帳簿</p>	<p>受けている関 税関係帳簿</p>
<p>第四条第一項第 二号</p>	<p>国税関係帳簿 の種類、取引 年月日その他 の日付及び勘 定科目（勘定 科目が主要な 記録項目でな い国税関係帳 簿にあつては 、勘定科目を 除く。）</p>	<p>輸入の許可の 年月日</p>
		<p>一項 る法第五条第 おいて準用す</p>

- な状態で速やかに出力することができるといふにしておくこと。
- イ 整然とした形式であること。
- ロ 当該関税関係書類と同程度に明瞭であること。
- ハ 拡大又は縮小して出力することが可能であること。
- ニ 財務大臣が定めるところにより日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する四ポイントの大きさの文字を認識することができること。
- 六 当該関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。
- イ 取引年月日その他の日付、取引金額及

<p>第四条第一項第五号</p>	<p>の 国税関係帳簿</p>	<p>の 関税関係帳簿</p>
<p>当該国税関係帳簿に係る国税通則法第二条第七号（定義）に規定する法定申告期限（当該法定申告期限のない国税に係る国税関係帳簿については、当該国税の同条第八号に規定する</p>	<p>三年を経過する日までの間</p>	

び取引先（ロ及びハにおいて「記録項目」という。）を検索の条件として設定することができること。

ロ 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。

ハ 二以上の任意の記録項目を組み合わせる条件を設定することができること。

七 第一項第一号の規定は、法第九十四条の二第三項の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えようとする保存義務者の当該電磁的記録の保存について準用する。

5 法第九十四条の二第三項の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えようとする保存

法定納期限）後三年を経過する日までの間（当該保存義務者が当該国税関係帳簿に係る国税の納税者（同条第五号に規定する納税者をいう。）でない場合には、当該保存義務者が当該納税者であるとした場合における

義務者は、当該関税関係書類のうち財務大臣が定める書類（以下この項及び第七項において「一般書類」という。）に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合には、前項第一号及び第二号ハ（2）に係る部分に限る。）に掲げる要件にかかわらず、当該電磁的記録の保存に併せて、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手續を明らかにした書類（当該事務の責任者が定められているものに限る。）の備付けを行うことにより、当該一般書類に係る電磁的記録の保存をすることができる。この場合において、同項の規定の適用については、同号イ(2)中「赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ」とあるのは「白色から黒色までの階調が」と、同号ロ中「又は受領後、速やかに」とあるのは「若しくは受

第四条第二項		
相当する期間に 相当する期間	法第五条第二 項	関税法第九十 四 条第三項に おいて準用す る法第五条第 二項
る当該期間に 相当する期間	関税法第九十 四 条第三項に おいて準用す る法第五条第 二項	輸入の許可の 年月日
科目が主要な 記録項目でな い 国税関係帳	科目が主要な 記録項目でな い 国税関係帳	年月日 の種類、取引 の種類、取引 の日付及び勘 定科目（勘定 科目が主要な 記録項目でな い 国税関係帳

領後速やかに、又は当該関税関係書類をスキャナで読み取る際に、「と」、「速やかに当該」とあるのは「速やかに、又は当該関税関係書類をスキャナで読み取る際に、当該」とあり、同項第五号中「カラーディスプレイ」とあるのは「ディスプレイ」と、「カラープリンタ」とあるのは「プリンタ」とする。

6 | 法第九十四条の二第三項の保存義務者が、災害その他やむを得ない事情により、同項前段に規定する財務省令で定めるところに従って同項前段の関税関係書類に係る電磁的記録の保存をすることができなかつたことを証明した場合には、前二項の規定にかかわらず、当該電磁的記録の保存をすることができる。ただし、当該事情が生じなかつたとした場合において、当該財務省令で定めるところに従

	簿にあつては、勘定科目を除く。）	
第四条第三項及び第四項	法第五条第三項	関税法第九十条第三項において準用する法第五条第三項
第四条第三項第一号	国税関係帳簿書類の全部	関税関係帳簿書類（関税関係帳簿又は関係書類をいう。以下同じ。）の全部
国税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存	

つて当該電磁的記録の保存をすることができなかつたと認められるときは、この限りでない。

7 法第九十四条の二第三項の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えている保存義務者は、当該関税関係書類のうち当該関税関係書類の保存に代える日（第二号において「基準日」という。）前に作成又は受領をした書類（一般書類を除く。以下この項及び次項において「過去分重要書類」という。）に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合において、あらかじめ、その記録する事項に係る過去分重要書類の種類及び次に掲げる事項を記載した届出書（以下この項において「適用届出書」という。）を当該関税関係書類

	国税関係帳簿書類に	関税関係帳簿書類に
第四条第三項第一号及び第七条	法第九条	関税法第九十条第三項において準用する法第九条
第五条第一項第二号及び第六条	保存場所及び納税地等	保存場所
第五条第一項第四号	法第六条第一項ただし書	関税法第九十条第三項において準用する法第六条第一項ただし書
第五条第一項第五号及び第六条	法第七条第一項	関税法第九十条第三項において準用す
第一項		において準用す

に係る貨物の輸入申告に係る税関長に提出したとき（従前において当該過去分重要書類と同一の種類の書類に係る適用届出書を提出していない場合に限る。）は、第四項第一号に掲げる要件にかかわらず、当該電磁的記録の保存に併せて、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手續を明らかにした書類（当該事務の責任者が定められているものに限る。）の備付けを行うことにより、当該過去分重要書類に係る電磁的記録の保存をすることができ。この場合において、同項の規定の適用については、同項第二号口中「の作成又は受領後、速やかに」とあるのは「をスキヤナで読み取る際に、」と、「こと（当該関係書類の作成又は受領から当該タイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規

	第五項	る法第七条第一項
第五項	第五項	る法第八条第二項
第五項	第六項	る法第六條第三項
第六項	第七項	る法第七條第三項

程を定めている場合にあつては、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに当該記録事項に当該タイムスタンプを付すこと。」とあるのは「こと」と、同号ハ中「情報（当該関税関係書類の作成又は受領をする者が当該関税関係書類をスキャナで読み取る場合において、当該関税関係書類の大きさが日本産業規格 A 列四番以下であるときは、(1)に掲げる情報に限る。）」とあるのは「情報」とする。

一 届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

	承認済国税関 係帳簿書類	三項 承認済関税関 係帳簿書類
第六条第一項	承認済国税関 係帳簿書類	承認済関税関 係帳簿書類
第六条第一項第 三号及び第二項 第三号	法第四条各項 のいずれか	関税法第九十 四条第三項に おいて準用す る法第四条各 項のいずれか
第六条第二項	法第七条第二 項	関税法第九十 四条第三項に おいて準用す る法第七条第 二項
第七条	法第六条	関税法第九十 四条第三項に おいて準用す

- 二 基準日
- 三 その他参考となるべき事項
- 8 前項の規定により過去分重要書類に係る電磁的記録の保存をする保存義務者が、災害その他やむを得ない事情により、法第九十四条の二第三項前段に規定する財務省令で定めるところに従って当該電磁的記録の保存をすることができないこととなつたことを証明した場合には、前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録の保存をすることができ。ただし、当該事情が生じなかつたとした場合において、当該財務省令で定めるところに従って当該電磁的記録の保存をすることができないこととなつたと認められるときは、この限りでない。
- 9 法第九十四条の二第三項後段に規定する財

第八條第一項	法第十條	關稅法第九十條第三項に おいて準用す る法第十條
第八條第二項及 び第三項	法第十條た だし書	關稅法第九十 四條第三項に おいて準用す る法第十條た だし書

務省令で定める要件は、同項後段の関税関係書類に係る電磁的記録について、当該関税関係書類の保存場所に、令第八十三条第六項の規定により当該関税関係書類を保存しなければならぬこととされている期間、保存が行われることとする。

（関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）

第十条の二 法第九十四条の三第一項（関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）の規定により関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該関税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする保存義務者（法第九十

「条を加える。」

四條第一項（帳簿の備付け等）の業として輸入する者に限る。以下この条において同じ。

）は、前条第一項各号に掲げる要件（当該保存義務者が第二条第四項第二号（関税関係帳簿の電磁的記録による保存等）に定める要件に従つて当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行つている場合には、前条第一項第三号に掲げる要件を除く。）及び次に掲げる要件に従つて当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならない。

一 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、次に掲げる書類の備付けを行うこと。

イ 当該電子計算機出力マイクロフィルム

の作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類

ロ 次に掲げる事項が記載された書類

- (1) 保存義務者（保存義務者が法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。）である場合には、当該法人の関税関係帳簿の保存に関する事務の責任者である者）の当該関税関係帳簿に係る電磁的記録が真正に出力され、当該電子計算機出力マイクロフィルムが作成された旨を証する記載及びその氏名
- (2) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成責任者の氏名
- (3) 当該電子計算機出力マイクロフィルム

ムの作成年月日

二 当該電子計算機出力マイクロファイルの保存をする場所に、日本産業規格B七一九六に規定する基準を満たすマイクロファイルリーダープリンタ及びその操作説明書を備え付け、当該電子計算機出力マイクロファイルの内容を当該マイクロファイルリーダープリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようしておくこと。

2 | 前項の規定は、法第九十四条の三第二項の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロファイルによる保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えようとする保存義務者の当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロファイルによる保存について

て準用する。この場合において、前項中「前条第一項各号」とあるのは「前条第一項第一号及び第三号」と、「第二条第四項第二号（関税関係帳簿の電磁的記録による保存等）」に定める要件に従つて当該電磁的記録の備付け及び」とあるのは「第二条第四項第二号ハからホまで（関税関係帳簿の電磁的記録による保存等）」に掲げる要件に従つて」と、「及び次に」とあるのは「並びに次に」と読み替えるものとする。

3 |

前項の場合において、第一項の規定による第二条第四項第二号に定める要件の適用については、同号ホ中「前号ハ」とあるのは「第四項第六号」と、「同号ハ（2）及び（3）に係る部分に限る。」とあるのは「同号（ロ及びハに係る部分に限る。）」と、「同号ハに」

とあるのは「同号に」と、「同号ハ(1)」とあるのは「同号イ」とする。

4 | 法第九十四条の三第三項に規定する財務省令で定める場合は、法第九十四条の二第一項（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）の規定により関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該関税関係帳簿の備付け及び保存に代えている保存義務者の当該関税関係帳簿又は同条第二項の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えている保存義務者の当該関税関係書類の全部若しくは一部について、その保存期間（令第八十条第六項（帳簿の記載事項等）の規定により関税関係帳簿又は関税関係書類を保存しなければならぬこととされている期間をいう

。) の全期間（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつてこれらの電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。）につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつてこれらの電磁的記録の保存に代えようとする場合とする。

5 | 第一項及び第二項の規定は、法第九十四条の三第三項の規定により関税関係帳簿又は関税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該関税関係帳簿又は関税関係書類に係る電磁的記録の保存に代えようとする保存義務者の当該関税関係帳簿又は関税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。

（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）

第十条の三 法第九十四条の五（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）の保存義務者（法第九十四条第一項（帳簿の備付け等）の業として輸入する者に限る。以下この条において同じ。）は、電子取引（法第九十四条の五に規定する電子取引をいう。以下この項において同じ。）を行つた場合には、次項又は第三項に定めるところにより法第九十四条の五ただし書の書面又は電子計算機出力マイクログラムを保存する場合を除き、当該電子取引の取引情報（同条に規定する取引情報をいう。以下この項において同じ。）に係る電磁的記録を、当該取引情報の受領が書面により行われたとした場合又は当該取引情報の

「条を加える。」

送付が書面により行われその写しが作成されたとした場合に、令第八十三条第六項（帳簿の記載事項等）の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所に、当該書面を保存すべきこととなる期間、次に掲げる措置のいずれかを行い、第十条第一項第二号及び第四項第六号（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）並びに同項第七号において準用する同条第一項第一号（イに係る部分に限る。）に掲げる要件（当該保存義務者が法第二百五条（税関職員の権限）の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようになっている場合には、第十条第四項第六号（ロ及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従って保存しなければならぬ。

一 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプが付された後、当該取引情報の授受を行うこと。

二 次に掲げる方法のいずれかにより、当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すとともに、当該電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。

イ 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すことを当該取引情報の授受後、速やかに行うこと。

ロ 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すことをその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行うこと（当該取引情報の授受から当該記

録事項にタイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る。）。

三 次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムを使用して当該取引情報の授受及び当該電磁的記録の保存を行うこと。

イ 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

ロ 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。

四 当該電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った

運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと。

2| 法第九十四条の五ただし書の規定により同条ただし書の書面の保存をする保存義務者は、当該書面を、前項に規定する場所に、同項に規定する期間、整理して保存しなければならない。この場合においては、当該書面は、整然とした形式及び明瞭な状態で出力しなければならない。

3| 法第九十四条の五ただし書の規定により同条ただし書の電子計算機出力マイクロファイルの保存をする保存義務者は、当該電子計算機出力マイクロファイルを、第一項に規定する場所に、同項に規定する期間、前条第二項において読み替えて準用する同条第一項に定める要件に従って保存しなければならない。

この場合においては、前条第三項の規定を準用する。

（貨物を業として輸入する者についての規定の準用）

第十一条 前三条の規定は、法第九十四条の第二項（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）に規定する保存義務者（法第九十四条第二項（帳簿の備付け等）の業として輸出する者に限る。以下この条において同じ。）が備付け及び保存をする関税関係帳簿並びに保存義務者が保存をする関税関係書類並びに保存義務者が行う法第九十四条の五（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に規定する電子取引について準用する。この場合において、第十条第四項第二号ロ(1)及び第

（貨物を業として輸入する者についての規定の準用）

第十一条 前条の規定は、法第九十四条第二項（帳簿の備付け等）に規定する貨物を業として輸出する者について準用する。この場合において、前条の表中「関税法第九十四条第一項」とあるのは「関税法第九十四条第二項において準用する同条第一項」と、「仕出人」とあるのは「仕向人」と、「輸入の許可の年月日」とあるのは「輸出の許可の年月日」と、「関税法施行令第八十三条第六項」とあるのは「関税法施行令第八十三条第八項」と読み替えるものとする。

九項（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第十条の二第四項（関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）並びに前条第一項中「第八十三条第六項」とあるのは「第八十三条第八項」と、第十条第四項第四号中「輸入」とあるのは「輸出」と、同条第七項中「輸入申告」とあるのは「輸出申告」と読み替えるものとする。

2| 前項の場合において、第十条第一項及び第十条の二第一項の規定による第二条第四項各号（関税関係帳簿の電磁的記録による保存等）に定める要件の適用については、同項第一号ロ及びハ並びに第二号ハ中「輸入」とあるのは「輸出」と、同項第一号ハ(1)中「仕出人」とあるのは「仕向人」と、同項第二号ホ中

「第八十三条第六項」とあるのは「第八十三条第八項」とする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年一月一日から施行する。ただし、関税法施行規則第一条の九の改正規定は、令和四年一月四日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の関税法施行規則（以下この条において「新令」という。）第十条第四項（新令第一条の四第一項、第八条第一項及び第十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、改正前の関税法施行規則（以下この条において「旧令」という。）第一条の四（旧令第八条で読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）及び第十条（旧令第十一条で読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）において読み替えて準用する改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に

関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第三条第五項第五号に規定する承認を受けている同号の関税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項は、新令第十条第四項第四号に規定する関税関係帳簿の記載事項とみなす。

2 新令第十条第七項（新令第一条の四第一項、第八条第一項及び第十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、旧令第一条の四及び第十条において読み替えて準用する改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条第七項に規定する適用届出書は、新令第十条第七項に規定する適用届出書とみなす。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則（昭和五十二年大蔵省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第二条第二項」を「第一条の十七第二項」に改める。